

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年10月6日

横浜市契約事務受任者  
こども青少年局長 吉川 直友

## 1 契約の概要

- (1) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に係る携帯電話レンタル
- (2) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に係る支給案内ハガキ印字等業務委託
- (3) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に係る封筒の購入
- (4) 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)受付審査等運營業務委託
- (5) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に係る送付用封筒の購入
- (6) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(一括給付金)システム構築等業務委託(令和3年12月支給対応分)
- (7) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(一括給付金)システム構築等業務委託(令和4年1月以降支給対応分)
- (8) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に係る窓口連絡用携帯電話レンタル
- (9) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に係る支給案内通知封入封緘作業等業務委託
- (10) 子育て世帯への臨時特別給付金に係る送付物及び振込通知の封入封緘作業等業務委託
- (11) 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)支給事務に係る人材派遣
- (12) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金に係る圧着ハガキの購入
- (13) 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)支給事務に係る人材派遣(その2)
- (14) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)システム構築等業務委託(令和4年3月支給対応分)

## 2 履行(納品)場所

- (1) こども青少年局こども家庭課
- (2) 株式会社アイネス及びこども青少年局こども家庭課及び横浜港郵便局
- (3) こども青少年局こども家庭課及び株式会社アイネス
- (4) こども青少年局こども家庭課
- (5) 株式会社アイネス及びこども青少年局こども家庭課
- (6) こども青少年局こども家庭課

- (7) こども青少年局こども家庭課
- (8) こども青少年局こども家庭課
- (9) カワセコンピュータサプライ株式会社及びこども青少年局こども家庭課及び各郵便局
- (10) こども青少年局こども家庭課
- (11) 各区役所こども家庭支援課又は区が指定した場所及び横浜市研修センター
- (12) 株式会社アイネス
- (13) 横浜市庁舎13階応接相談ブース及びこども青少年局こども家庭課
- (14) こども青少年局こども家庭課

### 3 契約日

- (1) 令和3年11月22日
- (2) 令和3年11月24日
- (3) 令和3年11月25日
- (4) 令和3年12月6日
- (5) 令和3年12月10日
- (6) 令和3年12月10日
- (7) 令和3年12月10日
- (8) 令和3年12月14日
- (9) 令和3年12月14日
- (10) 令和3年12月22日
- (11) 令和3年12月27日
- (12) 令和3年12月28日
- (13) 令和4年1月27日
- (14) 令和4年2月10日

### 4 履行日又は履行期間

- (1) 令和3年12月1日から令和4年3月31日まで
- (2) 令和3年12月2日から令和3年12月10日まで
- (3) 令和3年12月28日
- (4) 令和3年12月9日から令和4年3月31日まで
- (5) 令和4年1月11日
- (6) 令和3年12月10日から令和4年3月31日まで
- (7) 令和3年12月10日から令和4年3月31日まで
- (8) 令和4年1月7日から令和4年3月31日まで
- (9) 令和3年12月14日から令和4年1月20日まで
- (10) 令和3年12月22日から令和4年3月31日まで
- (11) 令和4年1月11日から令和4年3月31日まで
- (12) 令和4年1月28日
- (13) 令和4年2月1日から令和4年3月31日まで

(14) 令和4年2月10日から令和4年3月31日まで

## 5 契約金額

- (1) 177,650円
- (2) 2,860,770円 (概算契約)
- (3) 1,509,200円
- (4) 108,834,000円
- (5) 2,464,000円
- (6) 3,550,800円
- (7) 9,748,200円
- (8) 554,400円
- (9) 4,846,600円 (概算契約)
- (10) 8,871,500円 (概算契約)
- (11) 13,721,400円 (概算契約)
- (12) 1,863,400円
- (13) 526,680円 (概算契約)
- (14) 1,650,000円

## 6 契約の相手方 (名称及び所在)

- (1) 株式会社ミナト事務器  
横浜市南区中里1丁目9番27号
- (2) 株式会社アイネス 東日本営業部  
東京都中央区晴海3丁目10番1号
- (3) 有限会社 野口印刷  
横浜市南区堀ノ内町1丁目1番地の6
- (4) 東京ソフト株式会社  
東京都品川区南品川2丁目2番7号
- (5) 有限会社 野口印刷  
横浜市南区堀ノ内町1丁目1番地の6
- (6) 日本電気株式会社 神奈川支社  
横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号
- (7) 日本電気株式会社 神奈川支社  
横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号
- (8) 株式会社ミナト事務器  
横浜市南区中里1丁目9番27号
- (9) カワセコンピュータサプライ株式会社横浜支店  
横浜市西区北幸1-11-1 水信ビル
- (10) 株式会社アイネス 東日本営業部  
東京都中央区晴海3丁目10番1号
- (11) 株式会社スマイルクルー  
横浜市西区平沼1丁目13番14号

- (12) 株式会社井上ビジネスフォーム  
横浜市南区永楽町2丁目22番地
- (13) 株式会社スマイルクルー  
横浜市西区平沼1丁目13番14号
- (14) 日本電気株式会社 神奈川支社  
横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号

#### 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

子育て世帯への臨時特別給付の支給を非常に短い期間で実行しなければならず、通常の契約手続きを実施する暇がなく、至急の事務においても適正かつ正確な業務を遂行するために、既に同様の業務実績のある事業者と緊急契約を結ばざるを得なかったため。

#### 8 契約の相手方の選定理由

##### (1) 株式会社ミナト事務器

契約相手方は、令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金による各区と局の連絡調整用として携帯電話のレンタル実績がある。また、給付金の支給開始まで暇がない中で申請等に向けた準備事務を進めなければならず、応援職員の執務場所が途中で変更になる恐れがあることから固定電話回線を設置するのは難しい状況だった。そのため、上記の業務実績等により迅速な配備が可能な携帯電話を利用することが必要なことから、過去に本市での携帯電話レンタルの実績があり、今回の業務においても迅速かつ適切な対応が可能であると判断できる事業者を選定した。

##### (2) 株式会社アイネス 東日本営業部

契約相手方は、健康福祉局福祉保健課が所管する「福祉保健システム帳票作成業務委託」の受託事業者であり、児童手当に関する帳票類の作成・発送を経常業務として行っている。給付金支給まで暇がない中、案内通知を約23万世帯の児童手当受給者宛てに至急送付する必要があることから、既に保有している児童手当の振込通知のハガキを先行して利用した通知を行わなければ支給日までに通知ができず、給付金業務に重大な支障が生じるため、日頃から児童手当受給世帯宛の送付物の封入封緘・発送作業に携わり、現在も児童手当の振込通知ハガキを作成している実績があり、今回の作業においても迅速かつ適切な対応が可能であると判断できる事業者を選定した。

##### (3) 有限会社 野口印刷

本給付金の支給に向けては、申請者に対し給付金の案内や申請書類を大量に送付すること等から必要となる大量の封筒を支給に向けての準備期間に限りがある中、至急確保する必要があった。ついては、令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金及び令和3年度子育て世帯生活支援給付金（ひとり親世帯分）の封筒作成を実施し、発注する仕様の封筒作成業務に携わった経験があり、早期に確実に作成可能な事業者を選定した。

(4) 東京ソフト株式会社

契約相手方は、こども青少年局こども家庭課が所管する「児童手当業務等委託」の受託事業者であり、かつ昨年度の「ひとり親世帯臨時特別給付金業務委託」の受託者となっている。給付金の支給及び申請書の受付開始まで緊急を要する中、昨年度に引き続き、コールセンター及び事務処理センターを設置し、対応窓口を至急用意する必要があったことから、今回の作業においても迅速かつ適切な対応が可能である唯一の事業者と判断できる事業者を選定した。

(5) 有限会社 野口印刷

本給付金の支給に向けては、申請者に対し給付金の案内や申請書類を大量に送付すること等から必要となる大量の封筒を支給に向けての準備期間に限りがある中、至急確保する必要があった。ついては、令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金及び令和3年度子育て世帯生活支援給付金（ひとり親世帯分）の封筒作成を実施し、発注する仕様の封筒作成業務に携わった経験があり、早期に確実に作成可能な事業者を選定した。

(6) 日本電気株式会社 神奈川支社

契約相手方は、昨年度の「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」の受託者であり、福祉保健システムの開発者である。当該業者以外のものから役務調達をした場合、委託業者は本委託内容だけでなくシステム化されている箇所を含む業務知識やシステム全体の既存資産・関連性を理解した上で作業を行う必要があり、大幅な時間的損失と費用の増大及び知識の欠如による将来的な開発・改修の際に、不測のシステム障害へのリスクを高めるものとなる。上記理由により、今回の作業においても迅速かつ適切な対応が可能である唯一の事業者と判断できる事業者を選定した。

(7) 日本電気株式会社 神奈川支社

契約相手方は、昨年度の「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」の受託者であり、福祉保健システムの開発者である。当該業者以外のものから役務調達をした場合、委託業者は本委託内容だけでなくシステム化されている箇所を含む業務知識やシステム全体の既存資産・関連性を理解した上で作業を行う必要があり、大幅な時間的損失と費用の増大及び知識の欠如による将来的な開発・改修の際に、不測のシステム障害へのリスクを高めるものとなる。上記理由により、今回の作業においても迅速かつ適切な対応が可能である唯一の事業者と判断できる事業者を選定した。

(8) 株式会社ミナト事務器

契約相手方は、令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金による各区と局の連絡調整用として携帯電話のレンタル実績がある。そのため、上記の業務実績等により迅速な配備が可能な携帯電話を利用することから、過去に本市での携帯電話レンタルの実績があり、今回の業務においても迅速かつ適切な対応が可能であると判断できる事業者を選定した。

(9) カワセコンピュータサプライ株式会社横浜支店

契約相手方は、健康福祉局保健事業課が所管する「令和3年度がん検診無料クーポン券等印刷・封入封緘業務委託」の受託事業者であり、本市において帳票類の作成・発送を行った実績がある。給付金の支給が既に完了しており、金額の変更案内について約23万世帯の児童手当受給者宛てに至急送付しなければ市民の混乱が広がるなど、給付金業務に重大な支障が生じるため、本市において封入封緘事業の実績があり、今回の作業においても迅速かつ適切な対応が可能であると判断できる事業者を選定した。

(10) 株式会社アイネス 東日本営業部

契約相手方は、健康福祉局福祉保健課が所管する「福祉保健システム帳票作成業務委託」の受託事業者であり、児童手当に関する帳票類の作成・発送を経常業務として行っている。給付金支給まで暇がない中、案内通知を約23万世帯の児童手当受給者宛てに至急送付する必要があることから、既に保有している児童手当の振込通知のハガキを先行して利用した通知を行わなければ支給日までに通知ができず、給付金業務に重大な支障が生じるため、日頃から児童手当受給世帯宛の送付物の封入封緘・発送作業に携わり、現在も児童手当の振込通知ハガキを作成している実績があり、今回の作業においても迅速かつ適切な対応が可能であると判断できる事業者を選定した。

(11) 株式会社スマイルクルー

契約相手方は、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金人材派遣の受託業者であり、本市での給付金関係業務の実績がある。また、給付金の申請開始まで暇がない中、派遣スタッフの配置を至急実施する必要があること及び上記の業務実績等により、迅速な人材派遣が可能なことから、過去に本市での給付金関係業務の実績があり、今回の業務においても迅速かつ適切な対応が可能であると判断できる事業者を選定した。

(12) 株式会社井上ビジネスフォーム

契約相手方は、今回使用を予定しているハガキと同一の圧着ハガキについて、健康福祉局福祉保健課にて令和3年度の契約実績がある。そのため、上記の業務実績により迅速な納品が可能であることから、過去に本市での契約実績があり、今回の業務においても迅速かつ適切な対応が可能であると判断できる事業者を選定した。

(13) 株式会社スマイルクルー

契約相手方は、令和2年度及び令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金人材派遣の受託業者であり、本市での給付金関係業務の実績がある。また、相談者への対応開始まで時間がない中、派遣スタッフを早急に配置する必要があること及び上記の業務実績等により、迅速な人材派遣が可能なことから、過去に本市での給付金関係業務の実績があり、今回の業務においても迅速かつ適切な対応が可能であると判断できる事業者を選定した。

(14) 日本電気株式会社 神奈川支社

契約相手方は、「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（一括給付金）システム構築等業務委託（令和3年12月支給対応分）」及び「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（一括給付金）システム構築等業務委託（令和4年1月以降支給対応分）」の受託者であり、福祉保健システムの開発者である。当該業者以外のものから役務調達をした場合委託業者は本委託内容だけでなくシステム化されている箇所を含む業務知識やシステム全体の既存資産・関連性を理解した上で作業を行う必要があり、大幅な時間的損失と費用の増大及び知識の欠如による将来的な開発・改修の際に、不測のシステム障害へのリスクを高めるものとなる。上記理由により、今回の作業においても迅速かつ適切な対応が可能である唯一の事業者と判断できる事業者を選定した。

9 所管課

こども青少年局こども家庭課